

令和8年8月17日

各関係機関の長 殿

苫小牧工業高等専門学校長

長 野 克 則

(公印省略)

教員の公募について（依頼）

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本校では下記のとおり教員の公募を行うことになりました。

つきましては、御多用中のところ恐縮ですが、関係各位へ周知していただきますとともに、適任者の推薦または応募について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 公募人員 1名（特命教授）
2. 所 属 創造工学科
3. 専門分野 情報エレクトロニクスおよびその周辺分野
4. 担当科目 AI・データサイエンス、情報エレクトロニクスおよび関連分野の実験・実習・卒業研究・プレ卒業研究、および講義（情報ネットワーク、計算機システム、プログラミング、電気回路、電子回路およびこれらに関連する科目）
5. 応募資格
 - (1) 応募できる方は、次の各号のいずれかに該当すること
 - 一 博士の学位を有する方、もしくは取得が見込める方
 - 二 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する方または工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する方
 - 三 情報エレクトロニクスおよびその周辺分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる方
 - (2) 高等専門学校の教育、研究、校務、学生指導に理解と熱意のある方
 - (3) 地域貢献、国際貢献に理解と熱意のある方

※独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校は男女共同参画を推進しており、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。
6. 採用予定日 令和9年1月1日以降の早い時期
7. 雇用形態 常勤教員（任期付）
勤務時間 8時30分～17時00分、週5日勤務

8. 雇用期間 任期 令和9年1月1日～令和9年3月31日（最長で令和13年3月31日まで）
なお、予算措置および勤務実績により年度ごとに雇用期間が更新される場合があります。また、場合によっては、各雇用期間終了後、審査により正規教員として雇用されることがあります。
9. 給与保険等 独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則による。
他に、通勤手当、住居手当、寒冷地手当および期末勤勉手当等支給。
社会保険加入（文部科学省共済組合）、雇用保険加入、労災保険加入。
10. 提出書類 (1) 履歴書（本校所定用紙、写真貼付）・・・・・・・・・・・・ 別紙様式1
(2) 研究業績一覧（著書、論文等）・・・・・・・・・・・・ 別紙様式2
(3) 研究・開発等の履歴一覧および研究・開発等の概要
(2,000字以内）・・・・・・・・・・・・ 別紙様式3
(4) 教育業績一覧（学校等における教職員歴等）・・・・・・・・ 別紙様式4
(5) 主要な著書、論文等の原本またはその写し（5編以内）
(6) 高専教育に対する抱負（2,000字以内）・・・・・・・・・・・・ 別紙様式5
(7) 本人について参考意見を求める場合の相手方（2名）
(住所、氏名、連絡先、本人との関係)
(8) その他（審査に役立つと思われるもの）
11. 応募締切 令和8年10月2日（金）必着
12. 選考方法 第一次選考 書類審査（結果は文書にて通知）
第二次選考 第一次選考合格者に対して面接審査（面接を実施する方には直接お知らせします。なお、選考に係る諸費用・交通費は、応募者本人の負担となります。）
13. 書類送付先 〒059-1275 苫小牧市字錦岡 443 番地
苫小牧工業高等専門学校総務課人事係
応募書類は簡易書留とし、「創造工学科教員（情報エレクトロニクス系）公募書類」と朱書きしてください。
なお、応募書類は返却いたしません。また、応募書類に含まれる個人情報は本選考のみに使用し、他の目的では一切使用しません。
14. 問合せ先 苫小牧工業高等専門学校
創造工学科（情報エレクトロニクス系長） 堀 勝博
E-mail: khori@tomakomai-ct.ac.jp
15. その他 「苫小牧工業高等専門学校ホームページ」および「研究者人材データベース（JREC-IN）」もご参照ください
なお、公募に必要な各様式については「苫小牧工業高等専門学校ホームページ」からダウンロードして利用してください。
※苫小牧工業高等専門学校ホームページ： <https://www.tomakomai-ct.ac.jp/>
研究者人材データベース（JREC-IN）： <https://jrecin.jst.go.jp/>
16. 特記事項 (1) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に

に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- (2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- (3) このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。